

告 示

埼玉県告示第百八十九号

埼玉県議会平成三十年二月定例会において議決された平成二十九年度埼玉県一般会計補正予算（第五号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成29年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）

平成29年度埼玉県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,339,790千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,877,285,977千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,943,049	97,652	3,040,701
	1 分担金	293,914	22,967	316,881
	2 負担金	2,649,135	74,685	2,723,820
9 国庫支出金		163,760,550	3,571,350	167,331,900
	2 国庫補助金	42,374,142	3,571,350	45,945,492
13 繰越金		638,621	4,788	643,409
	1 繰越金	638,621	4,788	643,409
14 諸収入		34,490,210	50,000	34,540,210
	4 受託事業収入	3,223,479	50,000	3,273,479
15 県債		246,343,000	3,616,000	249,959,000
	1 県債	246,343,000	3,616,000	249,959,000
歳入合計		1,869,946,187	7,339,790	1,877,285,977

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		23,794,640	515,790	24,310,430
	4 林 業 費	4,309,928	44,850	4,354,778
	5 農 地 費	9,248,256	470,940	9,719,196
8 土 木 費		121,057,390	6,824,000	127,881,390
	2 道 路 橋 り よ う 費	48,381,443	2,065,000	50,446,443
	3 河 川 費	29,145,592	4,641,000	33,786,592
	4 都 市 計 画 費	30,897,578	118,000	31,015,578
歳 出	合 計	1,869,946,187	7,339,790	1,877,285,977

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	治山事業費	44,850
	5 農 地 費	ほ場整備事業費	171,900
		農地防災事業費	209,160
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	社会資本整備総合交付金(公園)事業費	118,000

変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費	5 農 地 費	かんがい排水事業費	439,215	かんがい排水事業費	529,095
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	20,000	社会資本整備総合交付金 (維持)事業費	605,000
		社会資本整備総合交付金 (交通安全)事業費	143,000	社会資本整備総合交付金 (交通安全)事業費	833,000
		社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	636,000	社会資本整備総合交付金 (改築)事業費	1,276,000
	3 河 川 費	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	1,960,209	社会資本整備総合交付金 (河川)事業費	6,200,209
		社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	60,000	社会資本整備総合交付金 (砂防)事業費	260,000

第3表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農地防災事業	平成30年度	49,000	平成30年度	147,000

第4表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
地 す べ り 防 止 事 業	28,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	50,000		(補正前に同じ。)	
農 業 基 盤 整 備 事 業	1,170,000	同	上	同	上	1,317,000	(同	上)
道 路 事 業	5,865,000	同	上	同	上	6,747,000	(同	上)
河 川 事 業	4,030,000	同	上	同	上	6,085,000	(同	上)

起債の目的	補正前				補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
砂防事業	357,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	457,000				(補正前に同じ。)
直轄事業負担金	12,838,000	同	同上	同上	13,189,000				(同上)
公園事業	461,000	同	同上	同上	520,000				(同上)